

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 29 年 9 月 6 日

地方競馬全国協会

本部会計契約担当役 三浦 正充

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 平成 28 年度畜産振興補助事業の業務監査
- (2) 仕様 仕様書のとおり（別途交付）
- (3) 契約期間

契約締結日から監査報告書を提出し当協会が受理した日を含む月末まで。

- (4) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 次に該当しないものであること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であつても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者であつて復権を得ない者
- ② 次の(ア)から(カ)のいずれかに該当する者で、その事実があつた後 2 年を経過しない者
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を著しく害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)のいずれかに該当する事実があつた後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 公認会計士法（昭和 23 年法律第 103 号）第 1 条の 3 第 3 項に規定する監査法人であること。
- (3) 入札事項等の説明を受けた者であること。
- (4) 過去 5 年間に公的法人（独立行政法人、国立大学法人、公的金融機関、特殊法人等）に対する業務監査の実績を有している者であること。
- (5) 暴力団排除に関する誓約事項について同意する者であること。

3 競争参加資格確認のための書類

この一般競争に参加を希望する者は、入札執行日までに次の書類を自己の負担において調製のうえ契約担当者に提出し、その確認を受けるものとする。

なお、契約担当者等から当該書類について説明を求められた場合には、これに応じるものとする。

- (1) 別紙様式による証明書
- (2) 過去 5 年間の主な取引（今回と同様な業務内容のみ）の実績を記載したもの。

4 契約条項を示す場所 地方競馬全国協会（仕様書及び地方競馬全国協会入札心得（以下「仕様書等」）交付時）

5 入札手続等

(1) 仕様書等の交付場所並びに問い合わせ先

東京都港区麻布台 2-2-1 麻布台ビル北館 5 階

地方競馬全国協会 畜産振興部畜産振興課 担当：間根山（まねやま）

電話 03-3583-2146

(2) 仕様書等の交付期間等

平成 29 年 9 月 6 日（水）から平成 29 年 9 月 22 日（金）までの土日祝を除く午前 10 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時を除く。）。

入札参加希望者は、必ず事前に電話連絡のうえ上記期間内に入札事項等の説明を受けること（日時を調整し実施する。）。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札 平成 29 年 9 月 26 日（火）11 時 00 分

地方競馬全国協会 北館 4 階会議室

イ 開札 入札終了後直ちに行う。

6 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札保証金及び契約保証金

免除

8 契約書の作成の要否
要

9 落札者の決定方法
予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

10 その他
詳細は、仕様書等による。

証 明 書

当監査法人は、次の事項には該当しません。

- 1 当該契約を締結する能力を有しない者（未成年、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く）及び破産者で復権を得ない者
- 2 次の各号の一に該当した事実があった後2年間を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同じ。）
 - (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の執務の執行を妨げた者
 - (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者

平成 年 月 日

住 所

監査法人名

代表社員

印

地方競馬全国協会

本部会計契約担当役 三浦 正充 殿